

# 建設廃棄物適正処理 ～Q&Aで理解する事例集～

## 作成とその背景

# 建設副産物小分科会

建設副産物小分科会は、工業化住宅の生産・供給・解体に係る**廃棄物の排出量削減**と**適正処理推進**のための事業を実施することを目的としています。  
現在、9社で構成されています。

2000年4月1日:

住宅部会の下部組織として、**建設副産物分科会**を設置

2004年4月1日:

住宅部会の環境分科会の下部組織として、**建設副産物小分科会**を設置

# 建設副産物小分科会の活動

- ◆「エコアクション2020」で定めた行動：  
工場生産・新築工事・改修・解体における廃棄物の削減と再資源化を推進
- ◆廃棄物処理等に係る情報共有・事例研究等
- ◆年に1度の施設見学会実施
- ◆廃棄物適正処理推進のための情報発信  
・各種「手引きの作成」など

# 「建設廃棄物適正処理の手引き」

現場管理者のための  
廃棄物適正処理の手引き

平成24年2月  
社団法人フレハブ建築協会  
住宅部会 環境分科会  
建設副産物小分科会

(一社)住宅生産団体連合会や、外部の委員会、協議会の報告をもとに、廃棄物の適正処理の対応等、数々の諸問題を検討し、廃棄物処理法改正に伴った適正処理を強力に推進するため、平成11年4月の初版以降、平成24年2月の第5版まで「建設廃棄物適正処理の手引き」を作成し適正処理の推進を図って参りました。

# 「Q&Aで理解する事例集」

建設廃棄物適正処理  
～Q&Aで理解する事例集～

平成27年5月  
一般社団法人フレハブ建築協会  
住宅部会 環境分科会  
建設副産物小分科会

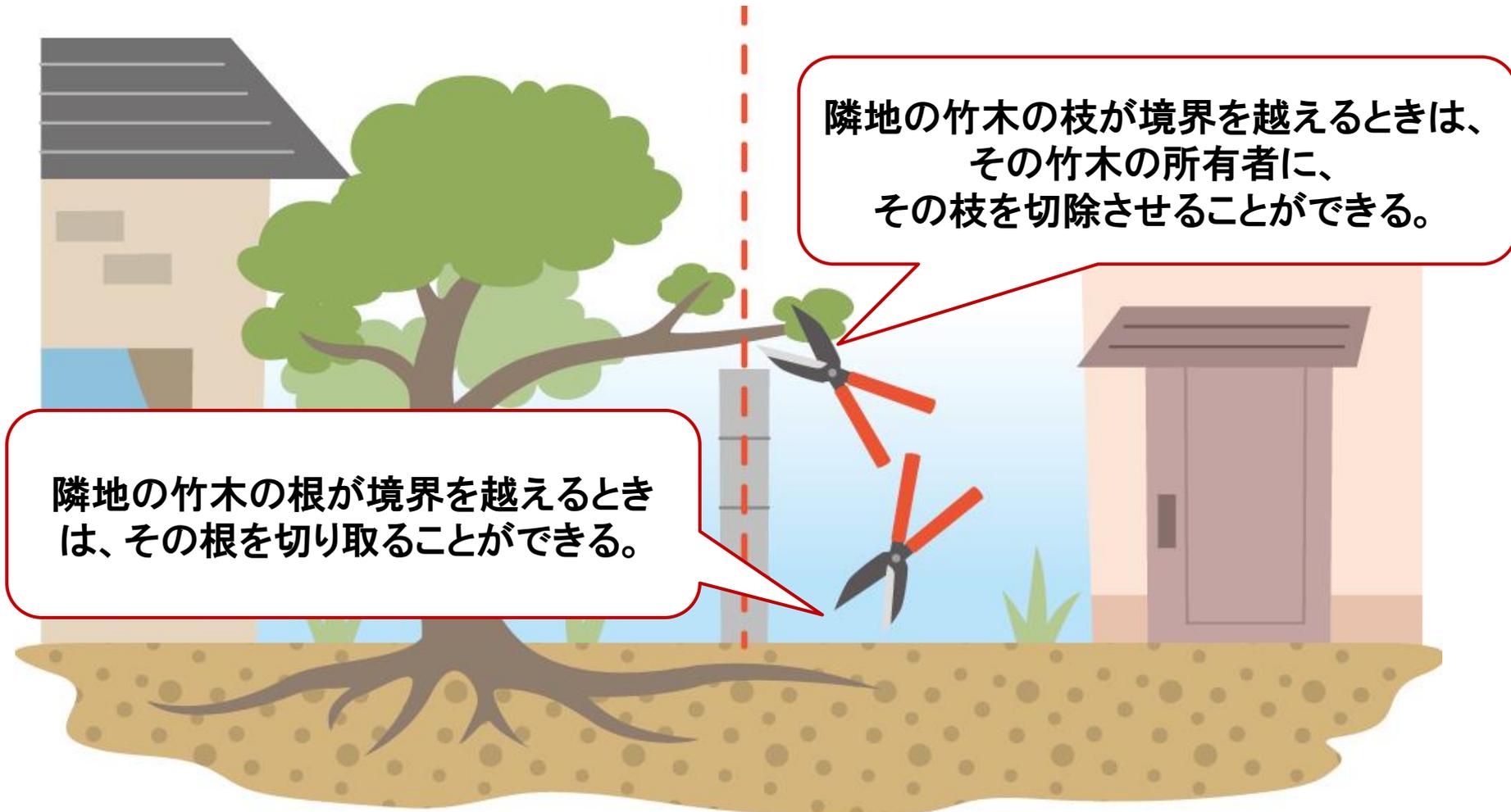
基本となる手引きだけでは判断の難しい、実際に現場で遭遇する個別事例について、建設副産物小分科会では、解決策や法解釈などについて、幾度となく議論してきました。

その中で、繰り返し現場から質問される事例について、会員各社が、共通の知識のもと、事例を通じて正しく廃棄物を適正処理できるようにとの思いから、本事例集を作成することとしました。

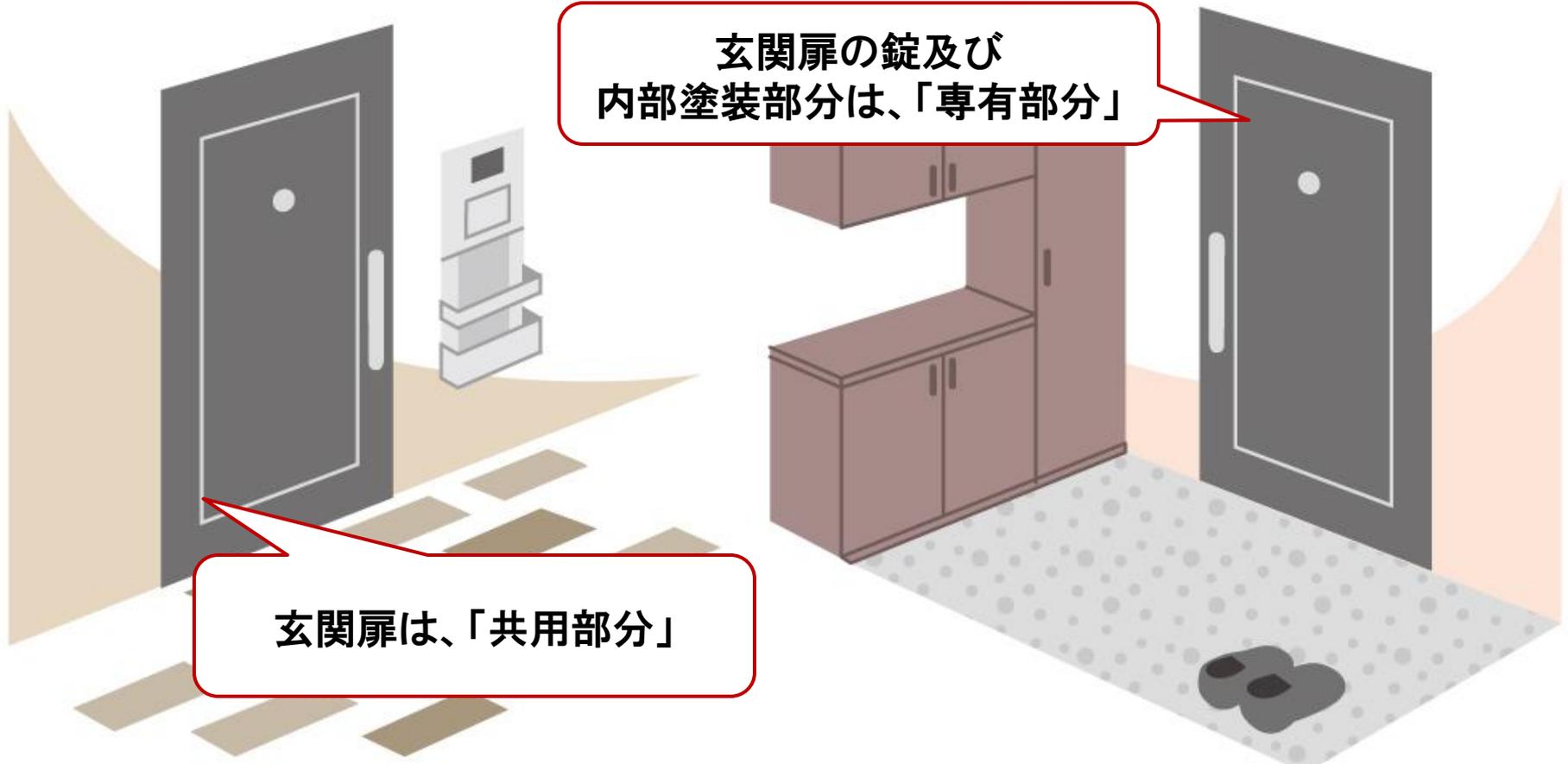
# 廃棄物処理法は難しい？

ある法律について、日常的に接しているとは普通に感じられることも、馴染みのない人から見ると**理解できない**ことってありませんか？

# 例えば、民法では。。。



# 例えば、区分所有法に基づく 「マンション標準管理規約」では。。。



玄関扉の錠及び  
内部塗装部分は、「専有部分」

The diagram illustrates the legal classification of a door in a condominium. It is split into two views: the exterior (left) and the interior (right). The exterior view shows a dark grey door with a silver handle and lock mechanism, set against a light brown wall. A red callout box points to the door frame and lock area. The interior view shows the same door from the inside, revealing a dark grey door with a silver handle and lock mechanism, set against a light brown wall. A red callout box points to the door's internal components. The interior view also shows a brown wooden cabinet and a grey patterned rug.

玄関扉は、「共用部分」

【専有部分の外部】

【専有部分の内部】

# では、廃棄物処理法は？

廃棄物が  
ゴミっていうのは  
分かるけど  
ゴミの中の  
価値あるものって  
…その区別って  
何だろうか？

リサイクルショップに  
CDを持ち込むと  
するでしょ？

ただし廃棄物だと  
廃棄物処理法の  
適用を受けるから  
有価物と偽る  
(偽装リサイクル)  
事案もあるから  
次のような判断基準が  
もうけられているわ

買取カウンター

## 有価物の判断基準

- 物の性状
- 排出の状況
- 通常の見取り形態
- 取引価値の有無
- 占有者の意思

参考「行政処分の指針について」  
H17.8.12 環境産発050823003

お店が  
「これはいらぬ」と判断して  
買い取ってもらえず、  
自分も不要で捨ててしまえば

お店が  
「これは売れる」と思って  
買い取ってくれば



価値なし=廃棄物



価値あり=有価物

そんなの  
簡単じゃない  
自分の生活に  
置き換えてみたら？  
例えばね…

なるほど  
いろいろな  
角度から  
見る必要が  
あるんだね

要するに  
他人や自分  
にとって  
価値があるか  
ないかよね

えっ

# 建設工事に係る**主な**環境法令

建設工事の環境法令

```
graph LR; A[建設工事の環境法令] --- B[廃棄物処理法]; A --- C[建設リサイクル法]; A --- D[家電リサイクル法]; A --- E[大気汚染防止法]; A --- F[フロン排出抑制法]; A --- G[PCB廃棄物特別措置法]; A --- H[石綿障害予防規則];
```

廃棄物処理法

建設リサイクル法

家電リサイクル法

大気汚染防止法

フロン排出抑制法

PCB廃棄物特別措置法

石綿障害予防規則

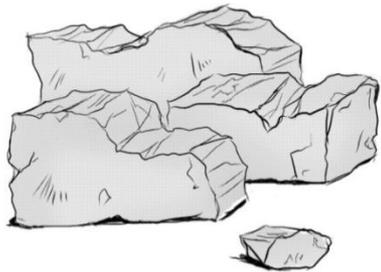
# 廃棄物処理法（廃掃法ともいう）

「廃棄物の排出抑制」「生活環境の清潔」「廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分」につとめ、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること。

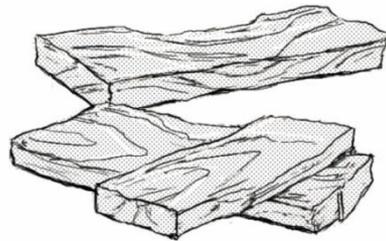


# 建設リサイクル法

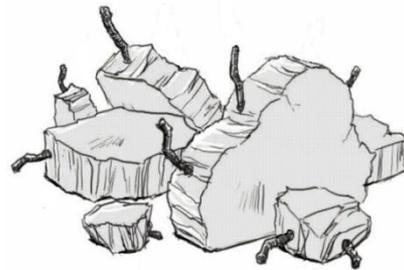
建設廃棄物の分別・再資源化等を定めた法律。  
一定規模以上の建築物の解体・新築工事を請負う  
受注者に、対象となる建設資材の分別・再資源化  
を義務づけています。



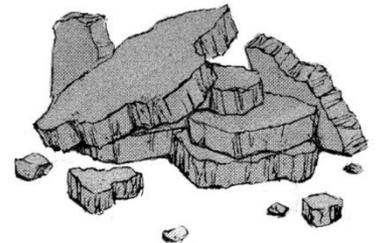
コンクリート



木 材



コンクリートと鉄  
からなる建設資  
材



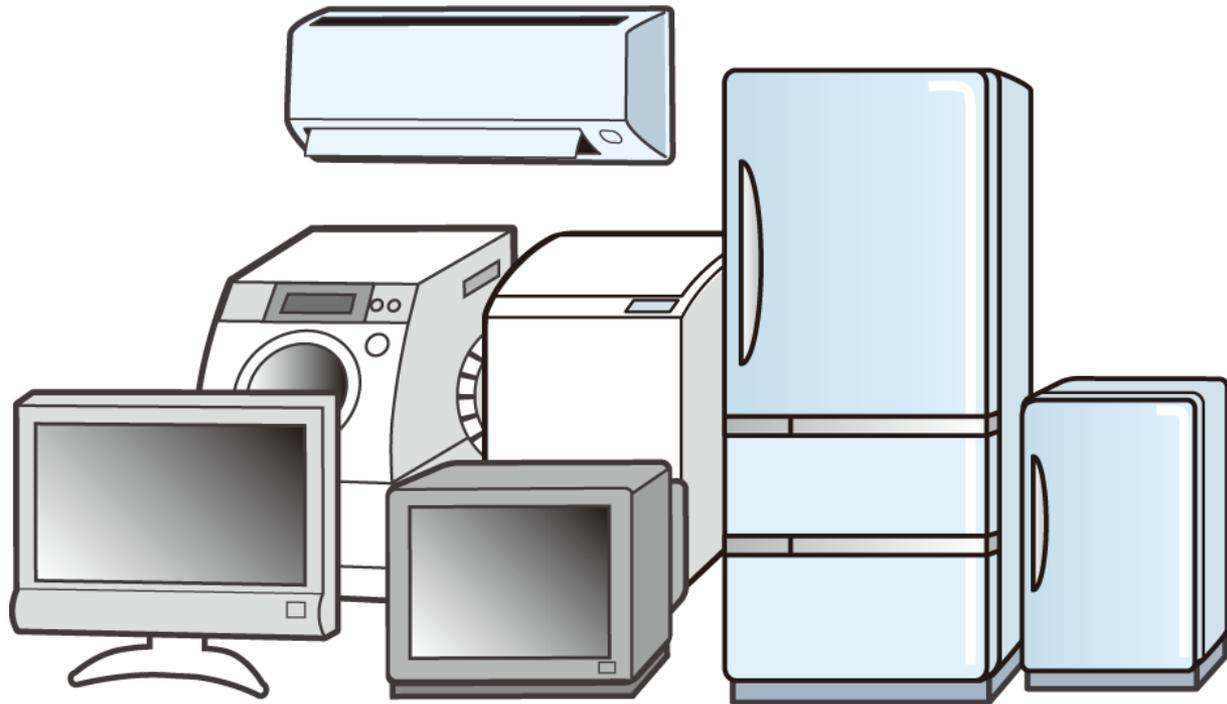
アスファルト  
コンクリート

# 家電リサイクル法

特定家庭用機器(家電4品目)について、家電メーカーには回収と再資源化を、消費者にはその費用負担を義務づけた法律。

## 【特定家庭用機器】

- ◎エアコン
- ◎テレビ
- ◎冷蔵庫・冷凍庫
- ◎洗濯機・衣類乾燥機



# 大気汚染防止法

大気汚染防止対策を総合的に推進するための法律。平成元年には、特定粉じん(アスベスト)規制が導入されました。

## 【大気汚染防止法の改正：平成26年6月1日施行】

- ①特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更  
⇒事業者から注文者(お客様)へ！
- ②解体等工事の事前調査の結果等の説明等
- ③報告及び検査の対象拡大⇒立入調査の強化

# フロン排出抑制法

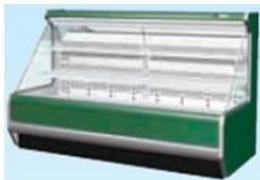
解体工事の際、該当する機器の有無を事前に調査・説明することを、元請業者に義務づけている。

## 【業務用冷凍空調機器】

### 業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）



業務用空調機器



冷凍冷蔵ショーケース



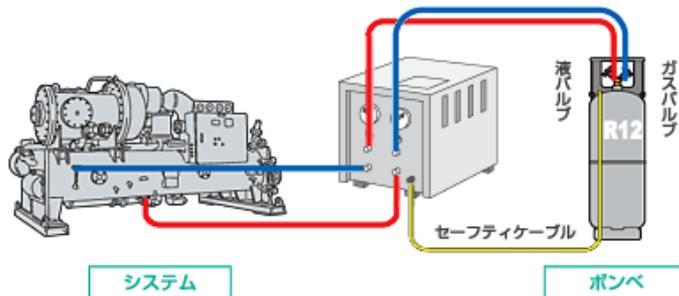
定置型冷凍  
冷蔵ユニット



ターボ式冷凍機

等

### フロン回収機



フロン回収機を機器と接続して、フロンを回収します。（一社）日本冷凍空調工業会HPより

# PCB廃棄物特別措置法

毒性が社会問題化し、現在は製造中止となった  
PCBの適正な処理・保管等を義務づけた法律。



## 【事例】

解体予定物件の  
ビルに保管されて  
いた「PCBを使用  
した電気機器」

# 石綿障害予防規則

人体に有害な石綿等を取扱う業務等に係る労働者の保護について規定された法律。平成21年改正で、建築物等の解体作業等に際し、石綿含有の事前調査や作業環境のアスベスト飛散防止策、作業記録等が義務づけられました。



石綿含有産業廃棄物:レベル3



廃石綿:レベル1

# 「Q&Aで理解する事例集」の読み方

Q1:基礎部の解体工事を進めていたところ、地中からがれきが大量に埋められていることが分かりました。お客様に報告したところ、処分費用がもったいないので、がれきは砕くなどして埋め戻してくれ、と言われ、どうしていいかわかりません。でも、砕いてもよいのでしょうか。

質問は、各社が請負った実際の現場でよく起こる事例を取り上げています。

A1:砕いたがれきを埋め戻すことは出来ません。例えお客様自らが所有する土地に埋め戻すといっても、不要となったもの(=廃棄物)を埋める行為は、不法投棄になります。解体工事を請負った建設業者は、工事により発生した廃棄物の処理を適切に行う義務があります。砕いたがれきを埋め戻すことは出来ません(=排

回答では、法律に則った判断を心がけていただくように、根拠を示していきます。

# 「Q&Aで理解する事例集」

Q1:基礎部の解体工事を進めていたところ、地中から**がれきが大量に埋められている**ことが分かりました。お客様に報告したところ、**処分費用がもったいないので、がれきは砕くなどして埋め戻してくれ、**と言われました。お客様の言う通り埋め戻してしまってもよいのでしょうか？

# 「Q&Aで理解する事例集」

Q12: **解体工事の見積**をするとき、その建物に**石綿含有建材の使用の有無が不明**のため、お客様に建物をきちんと調べさせてほしいと提案したのですが、**契約前ということもあり拒否**されました。なんとか協力してもらいたいと思っていますのですが、どのように対応していけばよいのでしょうか？

# 「Q&Aで理解する事例集」

Q10: 解体工事で発生した旧家屋の**残材**(柱や梁)や**基礎工事の段階で地中に埋設されていた石材**等が**新築建物にも転用出来ることから、お客様より現場のインテリアやエクステリア部材として活用したいとの要望がありました。どこまで要望に応えることが出来ますか？**

# 今後の予定

増加するストック事業で発生する廃棄物の適正処理とリサイクルの推進

# 第1弾「リフォーム工事の廃棄物適正処理(仮称)」

リフォーム工事の廃棄物適正処理  
(仮称)

平成28年●月  
一般社団法人プレハブ建築協会  
住宅部会 環境分科会  
建設副産物小分科会

リフォーム工事に限らず、メンテナンス工事や、不動産の賃貸物件管理業務など、小規模な工事で発生する廃棄物の処理は、解体工事や新築工事で発生する廃棄物処理よりも、難しいところが多々あります。

日々寄せられる実務上の相談や悩みについて、具体的な解決策を示す冊子の作成を進めています。

# 例：リフォーム工事廃棄物の運搬



現場 A

元請自身による  
運搬



マニフェスト  
不要



現場 B

収集運搬業者  
による運搬



マニフェスト  
必要



廃棄物一時保管場所



現場 C

下請業者  
による運搬



法第21条の3  
第3項の適用

廃棄物の運搬  
手段により、適用  
されるルールが  
異なり煩雑。

ご清聴を感謝します。

建設副産物小分科会 2015/12/17